

平成30年12月21日  
中部近畿産業保安監督部

一般財団法人中部電気保安協会、愛知県電気工事業工業組合及び岐阜県電気工事業工業組合  
に対する改善命令について

中部近畿産業保安監督部は、一般財団法人中部電気保安協会（法人番号 2180005014521）  
に対し、電気事業法第92条第2項の規定に基づき改善を命令しました。

一般財団法人中部電気保安協会が、電気事業法（以下「法」という。）第57条の2第1項の規定  
に基づき、中部電力株式会社から委託された調査業務の一部を不適切に行っていたことから、法  
第92条第2項の規定に基づき、調査業務の方法の改善のために下記の措置を講じることを命令し  
ました。

1. 不適切な調査業務を行った調査員に対する適切な指導・管理を行うこと。
2. 全調査員に対し法令遵守を徹底させること。
3. 平成30年12月17日付け中保発第25号をもって貴協会から当部に報告のあつた再発防止対策を確実に実施すること。また、必要に応じて再発防止対策を見直して実施すること。

中部近畿産業保安監督部は、愛知県電気工事業工業組合（法人番号 8180005003089）に  
対し、電気事業法第92条第2項の規定に基づき改善を命令しました。

愛知県電気工事業工業組合が、法第57条の2第1項の規定に基づき、中部電力株式会社から  
委託された調査業務の一部を不適切に行っていたことから、法第92条第2項の規定に基づき、調  
査業務の方法の改善のために下記の措置を講じることを命令しました。

1. 不適切な調査業務を行った調査員に対する適切な指導・管理を行うこと。
2. 全調査員に対し法令遵守を徹底させること。
3. 平成30年11月30日付けをもって貴組合から当部に報告のあつた再発防止対策を  
確実に実施すること。また、必要に応じて再発防止対策を見直して実施すること。

中部近畿産業保安監督部は、岐阜県電気工事業工業組合（法人番号 2200005000989）に  
対し、電気事業法第92条第2項の規定に基づき改善を命令しました。

岐阜県電気工事業工業組合が、法第57条の2第1項の規定に基づき、中部電力株式会社から  
委託された調査業務の一部を不適切に行っていたことから、法第92条第2項の規定に基づき、調  
査業務の方法の改善のために下記の措置を講じることを命令しました。

1. 不適切な調査業務を行った調査員に対する適切な指導・管理を行うこと。
2. 全調査員に対し法令遵守を徹底させること。
3. 平成30年12月19日付けをもって貴組合から当部に報告のあつた再発防止対策を

確実に実施すること。また、必要に応じて再発防止対策を見直して実施すること。

(本件に関する問い合わせ先)  
中部近畿産業保安監督部電力安全課長 長村  
担当 鬼頭 (彦)、山田  
TEL : 052-951-2817(直通)